

内閣府担当官 殿

平成17年7月21日  
警 察 庁

犯罪被害者等基本計画骨子案(5)について(意見)

標記については下記のとおりであるので宜しくお取り計らい願います。  
なお、今後再意見等があり得ることを念のため申し添えます。

記

1. 第5回犯罪被害者等基本計画検討会各省庁提出に係る施策等とりまとめに係る警察庁意見に対する内閣府意見について

【意見】

7月15日付け当庁意見の1について再度検討願いたい。

【理由】

「警察のみで検討、実施することは困難若しくは不適當であるか、又は関係する省庁すべてが検討、実施することが可能」とした趣旨は、現に警察において犯罪被害者等のための施策として取り組んでいるものであっても、今後それを一層充実、強化し、あるいは実効性を挙げるためには、事柄の性格上、警察のみがこれに取り組んでいては、十分な成果が期待し得ないと考えられることによるものであり、そのような観点から修文及び骨子案のとりまとめを願ったものである。

なお、当庁意見1の(1)に係る施策については、当庁において「現に取り組んでいるもの」ではなく、犯罪被害者等の要望を踏まえ、今後検討していく旨前回検討会にて明らかにしたものであり、要望の趣旨に照らせば、警察庁のみならず、今後、関係する省庁がすべて検討していくべき施策と考える。

また、貴府回答によれば、当庁意見1の(1)(2)(3)(4)(5)及び(6)については、いずれも、貴府「とりまとめ」1頁の上から3番目の「」又は7頁の一番下の「」に提案されている「検討の会」において、省庁横断的な取組みについて検討されるとのことであるが、前回当庁意見のとおり、これらの施策については、「検討の会」における検討を待たずに、関係する省庁においても、それぞれ検討を行うことが可能であり、また、早期に支援の充実を望む犯罪被害者等にとっても、それが望ましいと考える。

( 前回意見の補足 ( 前回当庁意見において関係省庁として掲げた理由 ) )

#### 当庁意見 1 ( 1 ) 関係

内閣府；基本計画の取りまとめ担当省庁として、関係する機関、団体において、記載の取組みが推進されるよう省庁間の円滑、効果的な連携を確保するため。

総務省；地方公共団体を来訪した犯罪被害者等に対して、相談窓口の設置等関係機関、団体等の支援制度を的確に紹介、教示する方策を推進するため。

法務省；検察庁が対応する犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に係る諸機関、団体等の支援制度を的確に紹介、教示する方策を推進するため。

文部科学省；犯罪被害者等たる児童生徒又はその保護者等に対し、犯罪被害者等支援に係る諸機関、団体等の支援制度を的確に紹介、教示する方策を推進するため。

厚生労働省；医療機関、児童相談所、婦人相談所等を来訪した犯罪被害者等に対して、犯罪被害者等支援に係る諸機関、団体等の支援制度を的確に紹介、教示する方策を推進するため。

国土交通省；交通事故被害者や公営住宅の優先入居を希望する犯罪被害者等に対して、犯罪被害者等支援に係る諸機関、団体等の支援制度を的確に紹介、教示する方策を推進するため。

#### 当庁意見 1 ( 2 ) 関係

内閣府；基本計画の取りまとめ担当省庁として、関係する機関、団体相互の連携、協力が図られ、記載の取組みが推進されるよう省庁間の円滑、効果的な連携を確保するため。

総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省；現に「被害者支援連絡協議会」の構成員となっている機関、団体等に照らして関係すると考えられる省庁間の相互の連携、協力を促進するため。

#### 当庁意見 1 ( 3 ) 関係

内閣府；基本計画の取りまとめ担当省庁として、関係する機関、団体において、記載の取組みが推進されるよう省庁間の円滑、効果的な連携を確保するため。

総務省；地方公共団体を来訪した性犯罪被害者等に対する相談窓口の設置その他の情報入手の利便性を向上させる方策を推進するため。

法務省；検察庁が対応する性犯罪被害者等に対し、情報入手の利便性を向上させる方策を推進するため。

文部科学省；性犯罪被害者等たる児童生徒又はその保護者等に対し、情報入

手の利便性を向上させる方策を推進するため。

厚生労働省；医療機関、児童相談所、婦人相談所等を来訪した性犯罪被害者等に対して、情報入手の利便性を向上させる方策を推進するため。

#### 当庁意見 1 ( 4 ) 関係

内閣府；基本計画の取りまとめ担当省庁として、関係する機関、団体において、記載の取組みが推進されるよう省庁間の円滑、効果的な連携を確保するため。

総務省；地方公共団体を来訪した犯罪被害者等に対する被害者支援の窓口の設置等相談対応体制の確立や、関係機関、団体との連携体制の構築等、地方公共団体として実施可能な犯罪被害者等への支援を迅速、的確に実施する方策を推進するため。

法務省；検察庁が対応する犯罪被害者等に対する相談対応体制の確立等、犯罪被害者等への支援を迅速、的確に実施する方策を推進するため。

文部科学省；犯罪被害者等たる児童生徒又はその保護者等に対する相談対応体制の確立等、犯罪被害者等への支援を迅速、的確に実施する方策を推進するため。

厚生労働省；医療機関、児童相談所、婦人相談所等を来訪した犯罪被害者等に対する相談対応体制の確立等、犯罪被害者等への支援を迅速、的確に実施する方策を推進するため。

国土交通省；交通事故被害者や公営住宅の優先入居を希望する犯罪被害者等に対する相談対応体制の確立等、犯罪被害者等への支援を迅速、的確に実施するため。

#### 当庁意見 1 ( 5 ) 関係

総務省；地方公共団体の職員が、地方公共団体における犯罪被害者等支援に係る制度やその窓口や手続の紹介等を行うことが考えられる。

法務省；検察庁の職員が、検察庁における犯罪被害者等支援策や刑事手続上の犯罪被害者等保護策等について紹介等を行うことが考えられる。

文部科学省；学校等教育機関の職員が、カウンセリングやサポートチームの制度など犯罪被害児童等の支援に係る施策について紹介等を行うことが考えられる。

厚生労働省；医療機関、児童相談所、婦人相談所等の職員が、犯罪被害者等の治療に関する諸制度や、各種の支援策等について紹介等を行うことが考えられる。

国土交通省；交通事故対策機構の職員等が、交通事故被害者等に対する各種

の支援制度、自賠責制度、政府保障事業等について紹介等を行うことが考えられる。

#### 当庁意見 1 ( 6 ) 関係

内閣府；基本計画の取りまとめ担当省庁として、関係する機関、団体において、記載の取組みが推進されるよう省庁間の円滑、効果的な連携を確保するため。

総務省；地方公共団体において、講師の派遣、手配、会場の借り上げ、民間団体への助成等民間団体の諸活動に関する協力が可能であり、そのような協力を実施していく方策を推進するため。

法務省、文部科学省、国土交通省；それぞれ講師の派遣、手配、会場の借り上げ等民間団体の行う研修への協力や、その活動をPRすること等が可能であり、そのような協力を実施していく方策を推進するため。また、それぞれの所掌事務に照らして、様々な形態の民間の団体に対し、財政的支援が可能か否か検討を行うことが可能であり、検討すべきと考える。

厚生労働省；医療機関、児童相談所、婦人相談所等において、講師の派遣、手配、会場の借り上げ等の協力が可能であり、また、児童虐待及びDV被害者に関する民間支援団体への財政的支援を含めた支援を所掌する省庁と考えられるため。

#### 当庁意見 1 ( 7 ) 関係

内閣府；基本計画の取りまとめ担当省庁として、関係する機関、団体において、記載の取組みが推進されるよう省庁間の円滑、効果的な連携を確保するため。また、政府広報の取りまとめを担当する省庁であるため。

総務省；地方公共団体において、民間団体の活動に関する地域住民への紹介等が可能であり、そのような協力を実施していく方策を推進するため。

厚生労働省；児童虐待及びDV被害者に関する民間支援団体の活動等について、広く国民の理解を得られるように努めていくことが可能であり、またその必要があると考えられるため。

2 . 「相談及び情報の提供等（基本法 1 1 条関係）[ 今後講じていく施策 ] ( 6 ) 警察における相談体制の充実（P 3 ~ 4）」について、下記のように修文されたい。

警察において、全国統一の相談専用電話「# 9 1 1 0 番」や性犯罪相

談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、相談の内容や犯罪被害者等の要望により、当該相談を受けた都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の教示等のみならずや、他都道府県又は他警察署のネットワークもの活用していくなど、犯罪被害者等が相談しやすい体制の整備に努めていくとともににも配慮していくほか、性犯罪相談窓口について女性警察官の配置に努めたり、精神的ケアを望む相談に対し、カウンセリング専門職員の電話によるカウンセリングを実施したり、精神科医や臨床心理士による専門的ケアが行える機関を紹介するなど、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていく。

また、警察において、ストーカー事案の担当者に対して、ストーカー規制法の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させることを含む専門教育を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、ストーカー事案への適切な対応に努める。

#### 【理由】

警察相談専用電話である「#9110番」においては、犯罪の未然防止等に係る相談を幅広く受け付けているところ、「#9110番」は全国で一本化された相談ダイヤルではなく、したがって、他都道府県や他警察署の被害者支援連絡協議会等のネットワーク構成機関、団体等を教示することまでは対応困難であり、それを明確化するため。

また、(38)の「ストーカー関係」は、ストーカー事案に係る被害者からの相談体制の整備についての記載であり、(6)に包含しても問題ないとするため。

平成17年7月15日  
警 察 庁

「第5回犯罪被害者等基本計画検討会各省庁提出に係る施策等取りまとめ」に対する意見

標記については、以下のとおりであるので宜しくお取りはからい願います。  
なお、本意見のほか、今後貴府が取りまとめる予定の基本計画骨子案(5)に対する意見等があり得ることを念のため申し添えます。

記

1. 以下の施策については、警察のみで検討、実施することは困難若しくは不  
適当であるか、又は関係する省庁すべてが検討、実施することが可能と考えら  
れることから、そのような方向で、修正及び骨子案の取りまとめをされたい。  
なお、関係省庁については、当庁において考え得る省庁を列挙したものであ  
るが、貴府において判断、調整を願いたい。

(1) P1 L下11行(下から3つ目の 印)

~~「警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等とのにおいて、相互の連携・協力を充実・強化し、それらのこれらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を把握し、それぞれが教示できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、教示・紹介していくことについて検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。」~~

〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省〕

(理由)このように、被害者に他の機関、団体が所管する支援制度を教示する、あるいは必要な情報を提供するという取組みは、関係する機関、団体全てで行われなければ、被害者の負担軽減等につながらないと考える。また、このような取組みは、貴府が設置を提案している体制作りのための検討の会における検討の結果を待たずに、それぞれの省庁において検討が可能であり、また、なされるべきと考える。

なお、現時点、この先、各機関・団体においてどのような支援が具体的に講じられるか分からない状況(具体の相談、協議を受けていない状況)において、一律に「早期に結論を出し、必要な施策を実施する」ことは困難。案内書、申込書等の常備等の「必要な施策」は、あくまで、各機関・団体が講じることとなる個別の被害者支援策に応じて、順次検討が行われ、かつ、それぞれの機関・団体の相互の協力を踏まえて、実施可能と考えられる。

(2) P1 L下6行(下から2つ目の 印)

~~「警察において犯罪被害者等の支援に係る諸機関・団体等は、各都道府県警察・警察署レベルで及び警察署単位に設置しされている知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについてにおいて、メンバー間の連携が図られ、総合的な被害者支援が実施されるよう努めていく。」~~

~~〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省〕~~

(理由)ネットワークの構築及び連携の強化や、総合的な被害者支援の実施は、警察のみでは行い得ない事項であり、関係する全ての機関、団体の協力が必要な事項である。これに関して警察の取組みのみが記述されることは、総合的な取組みを推進する基本法の趣旨に沿わないものとする。

(3) P3 L10行(上から4つ目の )

~~「警察犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等において、現行の「性犯罪4-10番」の被害に関する相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」リーフレットの交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえた検討を行い、性犯罪被害者が情報を入手する利便性をを更なるに拡大に努めるすることについて、性犯罪被害者の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。」~~

~~〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省〕~~

(理由)性犯罪被害者の情報取得の利便性拡大については、警察のみならず、関係する省庁すべてにおける取組みが必要な施策と考える。

また、利便性拡大については、継続的に検討して行くことが必要であり、1年以内に最終的な結論が出る性質のものではない。

(4) P4 L2行(上から1つ目の 印)

~~「警察犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等において、指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者に付き添うなどするとともに携帯電話等によりいつでも当該犯罪被害者からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の積極的活用、部内のカウンセラー等による相談・精神的ケアや部外の精神科医等への紹介、民間の犯罪被害者等早期援助団体が積極的に介入することを可能とするための当該団体への情報提供、及び生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等によるにおける横断的な支援活動を実施するためのに、被害者支援連絡協議会に係るネットワークの活用等により、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努める。」~~

~~〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省〕~~

(理由) 早期支援体制の確立に関し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野において、総合的・横断的な支援活動を実施するに当たっては、関係機関それぞれの取組みや相互の協力が必要不可欠である。

(5) P 6 L 下 8 行 (下から 3 つ目の 印)

「警察犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア養成研修への講師の派遣等の支援に努めていく。」

〔警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省〕

(理由) 民間被害者支援団体におけるボランティアの養成研修に、専門的知見を有する職員を派遣することについては、警察職員のみならず、研修に必要な分野を所掌する関係機関全体で取り組むことが可能であり、またそれが適当であると考えます。

(6) P 7 L 下 1 行 (下から 1 つ目の 印)

「警察犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的支援の充実に努めるとともに、それらの団体の活動についての広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。」

〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省〕

(理由) 民間団体への財政的支援は、それぞれの省庁がそれぞれの所掌から検討することが可能であり、望ましい。また、講師の手配・派遣、会場借上げ等についても、それぞれの省庁が協力することが可能であり、望ましいと考える。なお、これらの取組みは、貴府が設置を提案している民間の団体に対する援助の在り方に関する検討のための会における検討の結果を待たずに、それぞれの省庁において検討が可能であり、また、なされるべきと考える。

(7) P 8 L 7 行 (上から 2 つめの 印)

「警察犯罪被害者等支援に係る省庁において、政府広報の活用も含め、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義、活動等について、広く国民の理解を得られるように努めていく。」

〔内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省〕

(理由) 政府広報の活用については、それぞれの施策を所管する省庁においても、検討がなされるべきである。また、「広く国民の理解を得られるよう努めていく」ことについても、同様と考える。

2 以下の施策について、修正等願いたい。

(1) P3 L6行(上から2つ目の 印)

~~「警察において、「被害者連絡」の確実な実施を更に徹底する。」(削除)~~

(理由)上記については、P3 L7行(上から3つ目の 印)「警察において、一定の犯罪被害者等に対し「被害者の手引」を配布・説明する制度及び「被害者連絡制度」の改善策について、犯罪被害者等の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。」に包含されるため。

(2) P2 L下2行(下から1つ目の 印)

~~「警察において、指定された警察職員が、事件発生直後の現場に臨場し、犯罪被害者に名刺を交付するなどして自己紹介を行い、犯罪被害者に付き添いつつ、各種の相談等に応じたり、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の紹介・引継ぎを行うなどするから犯罪被害者に付き添うなどするとともに当該犯罪被害者からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の活用を図っていく。」~~

(理由)「犯罪被害者に名刺を交付するなどして自己紹介を行い」については、要望の趣旨に応じた記述となるように、活動の一側面を紹介したものであるが、「犯罪被害者等支援に関する情報取得の利便性向上」に関する施策と直接の関連を有する記述ではないため。

(3) P7 L19行(下から3つ目の 印)「警察において、指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者に付き添うなどとともに携帯電話等によりいつでも当該犯罪被害者からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の積極的運用、部内カウンセラー等による相談・精神的ケアや部外の精神科医等への紹介、民間の犯罪被害者等早期援助団体が積極的に介入することを可能にするための当該団体への情報提供、及び生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会の活用等により、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努める。」

(理由)当庁回答に係る「携帯電話やメール等によりいつでも」との表記については、被害者からのご要望の趣旨を踏まえて、活動の一側面を紹介したものの(個々の指定被害者支援要員が昼夜を分かつ、可能な限り対応していることを説明したもの)であって、24時間、被害者からの要望に対応することを前提に制度化されているものではないため。